

改正後	改正前
<p>(定期自主検査) 第三十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(補修等) 第三十三条 事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 個人事業者は、前条第四項において準用する同条第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(定期自主検査) 第六十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前三項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(補修等) 第六十八条 事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 個人事業者は、前条第四項において準用する同条第一項又は第</p>	<p>(定期自主検査) 第三十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(補修等) 第三十三条 事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行なった場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(定期自主検査) 第六十七条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(補修等) 第六十八条 事業者は、前条第一項又は第二項の自主検査を行なった場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(新設)</p>

二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(定期自主検査)

第八十八条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査について準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(補修等)

第八十九条 (略)

2 個人事業者は、前条第四項において準用する同条第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(特別の教育)

第九十二条 (略)

2 法第四十二条第三項の作業従事役員等は、労働者と同一の場所において前項の業務に就くときは、同項に規定する教育を受けなければならぬ。

3 前二項の特別の教育は、次の科目について行うものとする。

一 一六 (略)

4 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(定期自主検査)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、法第四十五条第二項の規定による自主検査に

(定期自主検査)

第八十八条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(補修等)

第八十九条 (略)

(新設)

(特別の教育)

第九十二条 (略)

(新設)

2 前項の特別の教育は、次の科目について行なうものとする。

一 一六 (略)

3 安衛則第三十七条及び第三十八条並びに前二項に定めるもののほか、第一項の特別の教育の実施について必要な事項は、厚生労働大臣が定める。

(定期自主検査)

第九十四条 (略)

2・3 (略)

(新設)

ついて準用する。この場合において、これらの規定中「事業者」とあるのは「個人事業者」と読み替えるものとする。

(補修等)

第九十五条 (略)

2 個人事業者は、前条第四項において準用する同条第一項又は第二項の自主検査を行った場合において、異常を認めるときは、補修その他の必要な措置を講ずるものとする。

(補修等)

第九十五条

(新設)

(略)